

## 令和 2 年 第 1 1 回須賀川市農業委員会総会議事録

令和 2 年第 1 1 回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和 2 年 1 1 月 9 日 (月)
- 2 招集通知日 令和 2 年 1 1 月 9 日 (月)
- 3 招集日時 令和 2 年 1 1 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
- 4 招集場所 市役所 4 階大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員 (19 名)

### 農地利用最適化推進委員 (10 名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19 名
- 7 欠席農業委員 0 名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英
小塩江	橋本 孝一	仁井田	岡部 俊男	大東	関根 久之	長沼	内山 哲夫
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	岡部 重雄				

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 10 名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0 名

### 10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会                      事務局 長                      小池 文章  
主任主査兼農政係長          鈴木 弘明

農 地 係 長      力 丸 光 輝  
専 門 員        三 島 木 修

## 11 議 案

議案第 50 号 農用地利用集積計画について

議案第 51 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 54 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 55 号 須賀川市農地等利用最適化の推進施策の改善について

議案第 56 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）について

議案第 57 号 須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領  
（案）について

報告第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 44 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理に  
ついて

報告第 45 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 46 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

## 12 その他

13 開 会           （午後 1 時 3 0 分）

14 あいさつ      農業委員会 会長 和田 博文

## 15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業  
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条  
の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推  
進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 7 番 古川  
雅和 農業委員と 8 番 矢部 邦博 農業委員を指名した。

## 16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 2 時 5 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実  
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第11回総会

令和2年11月18日(水)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案50号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第164号から167番までの説明がありました。

質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第50号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は  
挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第50号「農用地利用集積計画について」は計  
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第51号「農用地利用配分計画(案)に関する意見につい  
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第51号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異  
議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第51号「農用地利用配分計画(案)に関する  
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議 長 次に、議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否

決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 83 号について岡部重雄推進委員よろしくをお願いいたします。

岡部重雄推進委員 受理番号第 83 号について説明いたします。

11 月 14 日に村上農業委員とともに、譲渡人宅へ訪問、現地を確認し、聞き取り調査を行ってきました。譲受人は譲渡人の娘婿の関係であります。申請地は、過去に譲渡人が義父から同地を無償譲渡された時に「一生懸命頑張れ」と言われた事を思い出し、譲受人に対しても今後も意欲を持って働いてほしいとの思いから、双方の話し合いにより今回の譲渡に至ったとのことで、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 受理番号第 84 号について、大河原推進委員よろしくをお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 84 号について説明いたします。

譲渡人は、会社員兼農業となっておりますが、会社勤めに比重が置かれていることから遊休農地にならないため、年に数回トラクターで均しており、負担が大きいと感じていたところ、隣接する畑の所有者である譲受人より、農地の譲り受けの打診があったとのことです。譲受人は市外在住ですが、30 年間に渡り、保土原地内で野菜を耕作しており、生産・出荷調整にも精通し、必要な農機具や施設は保有しているため、許可上、特に問題ないと思われれます。委員の皆様のご慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

議長 受理番号第 85 号について、村上推進委員よろしくをお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 85 号について説明いたします。

11 月 15 日、鈴木農業委員と調査いたしました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、双方の希望により生前一括贈与となりました。必要な農機具や施設は保有しているため、許可上、特に問題ないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 受理番号第 86 号から第 88 号について、橋本推進委員よろしくお願  
いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 86 号から第 88 号まで、一括して説明いたします。

今回の申請農地については、それぞれ譲受人が所有する農地に隣接し  
ている場所であり、作業の効率化や利便性の観点から、50 年前から口頭  
により農地を交換して耕作していた土地であります。今後、所有権が  
曖昧にならないようにすることや、将来、水田委託を行う可能性がある  
ことなどを踏まえ、今回の申請に至ったとのことであります。長年同  
地で耕作していることから、地域の営農に影響を及ぼす恐れはないと思  
われますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 受理番号第 89 号について、内山推進委員よろしくお願いたします。

内山推進委員 受理番号第 89 号について説明いたします。

11 月 15 日に当事者へ聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人の父  
は友人関係にあります。譲受人の世帯における農業従事者は 3 名で譲受  
後は水稻を栽培する予定であります。譲受人も水稻耕作に意欲を持って  
おり、必要な農機具や施設を保有していることや、申請地は譲受人が耕  
作している隣地にあるため、効率的な農地利用が図れると思われま  
す。売買価格についても、双方の話し合いにより決められたもので妥当  
であると思われまますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いた  
します。

議 長 受理番号第 90 号について、齊藤推進委員よろしくお願いたします。

齊藤推進委員 受理番号第 90 号について説明いたします。

11 月 15 日、村上農業委員とともに、譲渡人の子と譲受人の立ち合いの  
もと、現地確認を行いました。申請地は農業経営基盤強化促進法に基づ  
く賃貸借により貸付を行ってききましたが、今回同じ集落で友人関係にあ  
る譲受人へ売却して所有権を移転することとなったとのことです。譲受  
人は、現在 180a 程の稲作経営をしていますが、今後経営拡大を行う中で  
申請地においても水稻作付をしていきたいとのことでした。売買価格に  
ついては、双方の話し合いにより決められたもので妥当であると思われ  
まますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 52 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 52 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 53 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 20 号について、安田推進委員よろしくお願いいたします。

安田推進委員 受理番号第 20 号について説明いたします。

11 月 14 日に、小枝農業委員、大越農業委員と 3 人で申請地を調査しました。申請地は、日本たばこ送電線撤去工事のための農地一時転用を申請するものであり、譲渡人、譲受人に確認したところ、内容に相違ないとの確認がとれました。なお、工事完了後は現状に回復するとのことでありましたので、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 21 号について、関口推進委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 受理番号第 21 号について説明いたします。

桑名農業委員、深谷農業委員で申請地の現地立会調査を行いました。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係にあり、住宅を建築するために、申請が出されたものでありますが、周辺の農地を阻害する恐れはなく、排水については合併浄化槽により、既存の側溝を利用し、江花川へ放流するとのことで、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆様のご審

議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 53 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 53 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 54 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

(なお、受理番号第 7 号における申請人の住所が変更したことについて報告するとともに、訂正を依頼した。)

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 6 号について、岡部俊男推進委員お願いします。

岡部俊男推進委員 受理番号第 6 号について説明いたします。

現地調査を古川農業委員、高橋農業委員、事務局職員とともに行いました。申請地は昭和 50 年に新幹線建設に伴い、屋敷替えをする時に、屋敷への進入路が狭かったため、申請地が当時休耕地の状態であり、周辺も原野等であったため、農地とは気付かず建設してしまったとのことです。現在屋敷へ進入するためには申請地を通るしかなく、今後農地に復元するのは難しいため、地目の変更をお願いしたいとのことでありました。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 7 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 7 号について説明いたします。

現地調査を関根要一農業委員、熊谷農業委員、事務局職員とともに行いました。申請人は、当地区で長年農業を営んでおり、申請地は昭和 52



年交換分合で取得した農地であります。昭和 53 年申請地東側にあった自宅が火災で焼失したため、家族協議の結果、新たに申請地に自宅を建設することに至ったとのことであります。このことについて、自宅を登記する必要性が生じたため、行政書士を通じて農業委員会に照会したところ農地転用の許可を得ずに建築したことが判明しました。今後自宅を移設する予定はなく、農地に復元するなどの形状変更することが無いことから、宅地への地目変更の申請を提出したとのことです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 8 号について、関口推進委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

10 月 30 日に桑名農業委員、深谷農業委員、事務局職員で申請地を現地立会調査を行いました。申請人に確認したところ、50 年ほど前に現在の住居を建築した際、申請地については、敷地内という認識であったため、それぞれ、進入路や庭をとして利用していましたが、今回、屋敷内に孫の住居を建設するにあたり、測量したところ、農地であることや建物の一部が農地へ越境していることが判明したことから地目を変更したいとのことであります。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 54 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 54 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第 55 号「須賀川市農地等利用最適化の推進施策の改善について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

議長 続いて、本件につきましては、11月2日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会から経緯等についての説明をお願いいたします。

松川委員（農政委員長）

「須賀川市農地等利用最適化の推進施策の改善について」説明いたします。

只今、説明がありましたとおり、農業委員、推進委員の皆様から意見を集約して、事務局が作成した「素案」を、11月2日に開催しました「第1回 須賀川市農業委員会専門委員会 農政委員会」において、審議したところです。その中で、農政委員会委員の皆様から、様々な意見が出され、「兼業農家への支援」についても追記するとともに、一部、文言の修正することで、農政委員会 全委員一致で「素案」を承認したところです。この「素案」につきまして、委員の皆さまのご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑は、なし）

議長 それではお諮りいたします。

議案第55号「須賀川市農地等利用最適化の推進施策の改善について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第55号「須賀川市農地等利用最適化の推進施策の改善について」議決し、決定といたします。本件につきましては、12月21日に市長へ提出することといたします。

次に、議案第56号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議長 続いて、本件につきましては、11月5日に開催しました農地委員会の会議において、議論がなされておりますので、農地委員会から経緯

等についての説明をお願いいたします。

高橋委員（農地委員長）

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）について」説明いたします。

只今、説明がありましたとおり、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）について、11月5日に開催した「第1回 須賀川市農業委員会専門委員会 農地委員会」において、審議・議論した結果、目標値、内容について適正と判断し、農地委員全員一致で改正案を承認したところです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑は、なし）

議長 それではお諮りいたします。

議案第56号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第56号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）について」議決し、決定といたします。

次に、議案第57号「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

議長 続いて、本件につきましては、11月5日に開催いたしました農地委員会の会議において、議論がなされておりますので、農地委員会から経緯等についての説明をお願いいたします。

高橋委員（農地委員長）

「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領（案）について」説明いたします。

只今、説明がありましたとおり、須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領（案）について、11月5日に開催した「第1回 須賀川市農業委員会専門委員会 農地委員会」において、審議しました。審議の中で、「農地パトロールの結果、遊休と判断した農地についても一律に適用すべきか」という議論がありましたが、これにつきましては、制度を運用していくなかで、各委員の判断や所有者の意向に基づきながら実施していくことや、本件の適用にあたっては、耕作地として復元することが不可能で、転用目的としない農地を対象とするなどを確認し、全員一致で要領案を承認したところです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑は、なし）

議 長 それではお諮りいたします。

議案第57号「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領（案）について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第57号「須賀川市農業委員会遊休農地に係る非農地証明事務処理要領（案）について」議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第43号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 7件です。

○報告第44号「農地法施行規則第29条の規定による農地転用届出書の受理について」 1件です。

○報告第45号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 3件です。

○報告第46号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」

1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

・次回の総会は 12 月 18 日（金）研修会、農業者年金加入推進対策会議終了後、市役所 4 階大会議室にて開催する。

議 長 他になければ、これにて令和 2 年第 11 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。